

研 修 会 の 実 施 報 告

◆研修会の実施報告

1. 研修会の内容

障害者自立支援法では、地域生活支援事業の柱として、生活相談事業が市町村事業として位置づけられている。本事業では、聴覚障害者の生活相談において、聴覚障害者の生活問題や支援に精通した者が相談業務に当たる必要があるという認識から、以下のような研修を実施した。あわせて、聴覚障害者に対する専門的な相談支援を行う者の資質や資格、養成や研修内容について検討するために、研修会参加者の意見を分散会によるグループ討議とアンケートによりまとめた。

日 時 平成 19 年 1 月 29 日午後 1 時 30 分～1 月 31 日午後 0 時 30 分
会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 101 号室他
参加者 132 人 （聴覚障害者の相談支援に従事するろうあ者相談員、手話通訳者、ろうあ協会役員、施設職員等）

内 容

講義 1 「聴覚障害者への相談支援の専門性～手話通訳者の役割と対比して」
講 師 野沢克哉氏（東京学芸大学非常勤講師・研修委員会委員）

パネルディスカッション 「聴覚障害者に関わる専門性とは何か？」
パネラー 芳之内修氏（川崎市聴覚障害者情報文化センター職員）
渋谷雄幸氏（札幌市中央区ろうあ者相談員）
佐々木良子氏（鶴ヶ島市社会福祉協議会職員）
司 会 山中聡氏（研修委員会委員）

報告 1 「聴覚障害に関する相談支援についての調査報告」
報告者 松本正志氏（全日本ろうあ連盟福祉対策部長
・作業委員会委員長）
木下武徳氏（北星学園大学講師・作業委員会委員）

講義 2 「聴覚障害者に対するケアマネジメント」
講 師 林智樹氏（金城学院大学教授・研修委員会委員）

講義 3 「介護保険法・障害者自立支援法による相談場面におけるケアマネジメント―聴覚障害者の支援の視点と方法」
講 師 林智樹氏（金城学院大学教授・研修委員会委員）

分散会 第 1 分散会「聴覚障害者の特性をどのように受け止めるか」

第2分散会「実際の支援援助のあり方、必要な知識、技術について」
第3分散会「聴覚障害者に関わる相談員の専門性をどう整理するか」

全体会 「分散会報告」

報告2 「聴覚障害者福祉士（仮称）養成・育成のための研修カリキュラムについて」

報告者 小中栄一氏（全日本ろうあ連盟事務局長・研修委員会委員長）

全体のまとめ・アンケート

以下、各講義、報告等の要旨についてまとめる。

講義1 「聴覚障害者への相談支援の専門性～手話通訳者の役割と対比して」

講師 野沢克哉氏（東京学芸大学非常勤講師・研修委員会委員）

ろうあ者相談員のあゆみ

「ろうあ者相談員」は、国の法律で定められたものではない。身体障害者福祉法（1967年改正時）に「身体障害者相談員」が位置づけられたが、ボランティアとして相談に従事するものであり、専門性は担保されるものではない。聴覚障害者の生活問題について専門性をもって相談が担える「ろうあ者相談員」は1967年（昭和42年）北海道旭川市に誕生し、以来、全国の自治体で「ろうあ相談員」が採用されていった。全日本ろうあ連盟は「週に3日以上勤務して、聴覚障害者の相談に従事することにより報酬を得ているもの」を『ろうあ者相談員』と定義しており、2006年度（平成18年度）では192人が登録されている。

ろうあ者相談員と手話通訳者の職務

ろうあ者相談員に従事する人々の半分は聴覚障害を持つもの（聴覚障害者協会の役員や協会が推薦するものなど）、半分は手話通訳者資格を持つ者・手話でコミュニケーションができソーシャルワークについて学習した者となっている。また手話通訳業務と相談業務を兼務している状況もある。相談業務を行う場合、健聴者、聴覚障害者のどちらでもよいが、手話通訳業務の兼務や手話通訳業務の役割が整理されていない場合、問題が生じる。それは利用者に関わる場合、相談員と手話通訳者とは、人間関係（信頼関係）作りにおいて関係性が違うからである。ろうあ者相談員の業務と手話通訳者の業務は区別することの利点は大きい。手話通訳者は通訳業務に専念できるし、それぞれの立場で相談や連携、協力ができる。相談員の専門性を整理していく場合、手話通訳者の専門性についてもあわせて整理していくことが大切である。

ろうあ者相談員と手話通訳者の専門性

手話通訳者の専門性はイ．人柄、ロ．手話技術、ハ．知識と判断力、ニ．経験、ホ．啓

発力、ヘ．研究の場等。ろうあ者相談員の専門性は、イ．手話、筆談、身振り等コミュニケーション能力、ロ．聴覚障害者のおかれてきた歴史、社会環境、現状に通じている、ハ．聴覚障害者の考え方の特徴、行動について受容し、相談経験を積んでいる、ニ．社会資源、補装具、日常生活用具に精通している、ホ．他機関に協力者を持っている、ヘ．聴覚障害者集団等に参加し、聴覚障害者や関係者と共同できる。

ろうあ者相談員に必要な資格

今、連盟が出している「聴覚障害者福祉士」（仮称）については、専門職をつくるためのひとつの試みとしては、非常に重い大切な意味がある。当面の方法としては、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得し、その中に聴覚障害者福祉士にふさわしい学科を組み入れる方法が今は一番合理的ではないかと思う。

障害者自立支援法の相談支援事業の中に現在の皆さんのろうあ者相談員を、非常勤以上の立場で組み入れていく必要がある。ケアマネジメントを行う場合、今の規則では、「社会福祉士、精神保健福祉士の資格が必要」と自立支援法には書いてある。また、他方で「市町村の相談支援事業の機能を強化するために必要と認められた者」という記述があり、そうであれば現在のろうあ者相談員も入ると、私は思っている。これらも、自治体にろうあ者相談員を設置していくことを、自治体、および国に認めさせていく1つの方法になるのではないかと思う。

パネルディスカッション

「聴覚障害者に関わる専門性とは何か？」

パネラー 芳之内修氏（川崎市聴覚障害者情報文化センター職員）の発言要旨

社会福祉士の立場から発言する。川崎市聴覚障害者情報文化センターの相談員をしている。ろうあ者相談員になって7年目。現在、川崎市聴覚障害者情報文化センターの職員は全部で11名。そのうちろうあ者相談員は私のほかに、聞こえる相談員の方がもう1名いる。さらに元ろうあ者相談員でスーパーバイザー的役割の上司がいて、3人体制で相談活動をすすめている。

国の制度は身体障害者相談員制度があり、その中に聴覚障害部門があるが、ろうあ者相談員について、以前私は知らなかった。社会的認知が低いからだと思う。相談員を経験し記憶に残っていること、学んだことを3つ紹介する。①学校に行っていない高齢ろうあ者とコミュニケーションができず、コミュニケーションについては専門性が求められるということ、②社会的なルールからはずれたり、人間関係・信頼関係を作れないろうあ者の存在に出会い、他の専門職との協働による自立支援が大切であるということ、③相談だけでなく社会資源の活用・開発が必要であり、福祉関係機関との協働が重要であること。

ろうあ者相談員がまだまだ一般に認識されていないことを実感している。私自身公的資格が必要だと思い、自宅で学習を重ね、社会福祉士の資格をとったが、資格を取る前

と取った後では社会からの見方が変わった。自主的にケースカンファレンスを開くなど専門職と対等に仕事ができるようになった。資格の必要性を実感した。相談のアセスメントやケースカンファレンスのすすめ方などに専門技術が求められる。

パネラー 波谷雄幸氏（札幌市中央区ろうあ者相談員）の発言要旨

野澤さんと芳之内さんの話されたことと共通点がたくさんあると感じている。札幌市のろうあ者相談員は、ろう運動で配置されてきて、10 区に 10 人がいるが福祉系の大学を出たり専門の勉強をしてきた人はほとんどいない。野澤さんが言う「ろうあ者問題に詳しい、精通している」といった点を活かしながら相談をしてきているのが現状。相談件数は 10 区全体で年間約 5000～6000 件あり、業務の中で感じていることを三点紹介する。

- ①聴覚障害者本人のニーズは、国民が抱えている問題と共通する。
- ②支援過程で、当事者だけでなく国民の権利、発達保障と重なる視点、考え方が必要。
- ③本人、国民が参加できる社会のあり方を視野に入れた相談・支援が求められている。

アンケートから「聴覚障害者の特性」と受け止められている共通項の一つ目に教育の問題がある。中途半端な口話教育、手話を使えない教育で言語が発達しないという背景がうかがえる。二つ目は、視覚で情報を受信し、手話で発信するというコミュニケーション方法を中心としていること。三つ目は、価値判断、対人関係の面で自己判断優先、人間関係が作れない、トラブルにつながるということが共通している。

教育面の現象は、日本語の力が不足しており、判断力が弱いという現象となっている。情報発信面では、呼ぶ時に手を振る、名前を呼び捨てにすることがあげられ、抱えている課題は、思っていることが説明できない、聞えないからしょうがない、聞える人が言ったからというように「障害のせい、他人のせいにする」という共通項がみられる。

特性とされているこうした現象からトラブル、誤解、同じことで繰り返しだまされるといったことが生じている。聞える人の話は信用しない、何か話していると「僕の悪口を言っているのか」となり、心理的には孤独、孤立、疎外感があるといった例がアンケートで全国的に共通してとりあげられている。

このことをふまえ、相談員に必要な力を四つに整理。

- ①筆談の力も含めて多様なコミュニケーションの方法、技術、知識。
- ②多様な専門職と結びつき、連携し、リーダーシップも取れる力。
- ③ろうあ者個人の問題として終わらせず、社会的な問題としてとらえる力。
- ④相談員がろうあ者であることで、安心して話することができる。

（相談員はろうあ者・健聴者にこだわらないが、ろうあ者がいいと言う理由にこのような信頼や共感関係ができやすいことが利点として挙げられていた。）

未就学で嘘と浪費を繰り返し、窃盗で何度も刑務所に入り手話の力もたどたどしく、筆談も困難なケースの例では、じっくりと話を聞く、わからなければ同行し、生活圏（郵便局、スーパー、理髪店など）に人間関係をつなぎ、ネットワークを作ることを通して

本人の理解と信頼関係もでき、浪費や嘘、トラブルは減っていった。

FAX も当初は連絡を取り合う相手がいないため質草になっていたが、仲間集団、手話通訳者などにつなぎ、FAX することで連絡をとりあう相手ができ、FAX は仲間と連絡を取り合うもの、通訳者を依頼するためのものになり、生活の質の向上につながった。

資格については、必要な意見として社会的な地位、専門性、信頼性が資格制度に期待できる。必要だが、消極的な意見に定年が近い、学習が大変、試験はどうもといったもの、必要ないという意見では、社会福祉士などの現国家資格をとればよいのでは、しかし中高年は大学で学びなおすのは厳しい、といったこともあげられた。

パネラー 佐々木良子氏（鶴ヶ島市社会福祉協議会職員）の発言要旨

手話通訳者の立場で話をしたい。手話通訳というと「聞こえない人と聞こえる人の間に入り言葉を訳す」というイメージがあるが、言葉を訳すだけで解決するケースは少ない。手話通訳者として、情報提供や聞こえない人の代弁が必要な場合もある。

<事例 1> ある未就学の聞こえない人の病院通訳に行った時、「僕は、手話がわからない」と最初に言われた。「手話がわからない」と言われて、手話通訳を業務とする私が何をするのか。病気は、「糖尿病」だったが、その人は、「糖尿病」を知らなかった。とにかく手探りの状態で、その人の出す手話（身振り）に合わせながらコミュニケーションをとるようにした。例えば「薬」と言う手話をその人は（薬がいくつかの包みに入っている様子を表し）「分包」と表現をする。初めは、手話の単語も少なく、伝えたいことがなかなか伝わらなかったが、繰り返し通訳が入ることにより、単語が増え、色々なことを理解するようになった。糖尿病についても、糖尿病の数値が高いと調子が悪く、低くなれば調子が良くなるという体験を重ねることで理解するようになった。今は、定期的に病院に通い、郵便物などが届くと通訳者に「何？」と尋ねるようになっている。

<事例 2> 息子と母親、不動産会社社員、聴覚障害者相談員の話合いに手話通訳者として入った。聞こえない人の息子が、借金を重ねて返済に困り、母親の土地を売ろうとしていた。母親は、契約書の内容や土地を売ったら住む所がなくなってしまうこともわかっていない。息子は、何とか契約をさせようと母親を説得していた。私は、内容を母親に伝えるだけで精一杯だった。その場は、聴覚障害者相談員が、「母親は、理解できていない」と不動産会社に伝え、契約は行なわれなかった。もし相談員がいなかったらと思うと怖くなる。相談員がいたことで、解決したケースだったと思う。

<事例 3> 進路相談の場面で、子どもの進路を先生に尋ねられ、「子どもに任せます」という答が返ってくることがある。このことの背景には、ろう教育や生い立ち、情報保障などの問題があると思う。こういった問題を解決するために、個人の通訳者では何もできない。相談員だけでもできない。聞こえない人の置かれている現状から課題を拾い、運動に繋げて、社会全体を変えろという取り組みが必要だと思う。

手話通訳者としては、どのようなことを心がけなければならないのだろうか。通訳後

に「あー、楽しかった」と言った手話通訳者がいた。手話通訳を行う上で、意味が伝わったのか。意図を取り違えられてないか。他の人との関係はどうだったのか。などを考えなければならない。「あー、楽しかった」で終わる通訳現場はない。通訳者として、問題があれば相談員や関係機関に繋げる役割がある。手話通訳者が気付かなければ、問題がそのままになってしまう。手話通訳者として、聴覚障害者に関わる者としてのアンテナを張るように心がけなければならない。

手話通訳と相談業務は、重なる面はあるが、別だと思う。「手話通訳」は、とても難しい仕事だと思っている。更に相談業務を担うのは難しい。手話通訳という業務と相談と言う業務を分け、夫々が連携し、問題解決に取り組めると良い。残念ながら、私のいる鶴ヶ島市には、聴覚障害者相談員がいない。市独自で相談員を設置している地域もあるが、私が依頼できる聴覚障害者相談員は、埼玉県で2名しかいない。聴覚障害者相談員を増やすという取り組みも必要だと思う。

「聴覚障害者相談員の資格」については、手話通訳という資格を持っているから手話通訳という業務ができるわけではない。聞こえない人の特性や視点などを持っていないければ、手話通訳者としての業務はできないと思っている。聴覚障害者相談員も、聞こえないから、手話で通じるからということで、相談員になれるわけではないと思う。このことについては、この研修の中で、学ばせてもらいたいと思っている。

報告1 「聴覚障害に関する相談支援についての調査報告」

報告者 松本正志氏（全日本ろうあ連盟福祉対策部長・作業委員会委員長）
木下武徳氏（北星学園大学講師・作業委員会委員）

松本報告「ヒアリング調査の中間報告・分析」

ヒアリング調査の中間まとめを報告する。1月10日の時点で5カ所のヒアリング調査を行った。

ヒアリングの目的は2つ。1つ目は、事前にアンケート調査をした結果に基づいて、更に詳しく深く知りたいところを取り上げてヒアリングを行うということ。例えば、アンケートの回答の中に「手話生活相談員」と書いてあった場合、どのような仕事をするのか、専門職として位置づけられているのか、詳細に質問を行った。また相談件数についても、それぞれ地域によって件数が違うがその詳細を聞く。2つ目は、聴覚障害者への相談を行う者に関する資格を設けたいという目標があるが、それに沿って、資格制度が必要かどうか、意見を集めること。

ヒアリング調査は5カ所。1つは札幌。聴覚障害者相談員がすべてろう者であるという状況を調べる。2番目は川崎市。ろうあ者相談員設置の実績が非常に長い。3番目の埼玉の場合には、健聴者とろうあ者と、一緒に支援をしていく。そういう状況をつかみたい。つまり、ろうあ者相談員の中に健聴者、ろうあ者の役割分担がどうなっているの

か把握する。4番目の愛媛の場合には、四国の地域の中では相談実績が非常に優れているので、その状況を把握したいという目的。5番目の長崎の場合は離島があり、どういう形でろうあ者の支援をしているのかという実態をつかむ。

ヒアリング調査では、聴覚障害福祉の専門性、必要性ということがあまり表に出てなかったが、相談業務に必要な専門性や相談員の資質が何かという考え方が出された。

「専門性とは何か」と書いてあるが、1つはコミュニケーションをしっかりと確立すること。ここではコミュニケーション能力とあわせて、相手のろうあ者が言っている背景をしっかりと把握する力が求められるという意見が出された。

2番目。信頼関係の構築する力をもつことが重要。つまり来談者の背景、要望、考え方に柔軟に対応できる力が必要だということ。そこから自己決定をしていくような支援が必要となる。

3番目。聴覚障害者の特性、関係について説明するという。例えば、どうして筆談で分からないのかという誤解が現実にある。それに対して説明する力を身につけていくことが重要。

4番目。ろうあ者相談員の社会的認知度が非常に低いという課題。「ろうあ者相談員」「手話相談員」「福祉相談員」など、様々な呼び名がある。ろうあ者相談員は、国の制度として確立されていないからである。ろうあ者相談員が相談業務に専念できる労働条件、労働環境を変えていく必要がある。

木下報告「相談支援調査の結果概要」

今回は、ろうあ者相談員の方がどのような実態にあるのかを調査した。郵送調査を実施し、157人の回答を得た。今回はろうあ連盟でろうあ者相談員として登録している103のケースについて報告する。（冒頭の数字は研修会資料中の図表の番号。説明を省略している項目あり）

1. 年齢。49歳までの方で大体50%。
2. 性別。女性が多く、70%ぐらいが女性。
3. 聴覚障害の有無。ろうあ者である、難聴者であるという方を加えると、だいたい聴覚障害がある方が46%くらい。健聴者の方が52%になっている。
4. コミュニケーション手段。グラフのように、手話を使う方が100%。次に、筆談が81%。音声が約50%。
5. 手話の程度。専門的な内容を手話でコミュニケーションすることができる方が67%。27%が普通の会話なら手話でできるということ。逆に言うと、約3割の方が専門的な話を手話でコミュニケーションすることが難しいことが見てとれる。
6. 勤務先。市町村役場が46%で、約半数は市町村が勤務先となっている。次に17%が情報提供施設という状況。
8. 勤務形態。正職員か嘱託職員か、職業の形態について、正規職員と答えた方が約3割。約7割が嘱託やパート、アルバイト。正規職員として相談業務をされている方は少ない

ことがわかる。

9. 専任の相談業務か、兼務しているか。専任と答えた人は約4割。6割の方が他の業務と兼務をしている状況。
11. 1週間あたりの勤務日数。ほとんどが5日。これは嘱託でも正規職員でも5日となっている。
12. 1週間あたりの勤務時間を見ると、かなり時間数に変動する。1週間の勤務時間が30時間と答えた人が31%。これは嘱託である基準に合わせてこのような時間になっていると思われる。その次に多いのが40時間。正社員であれば、40時間が週あたりの労働時間の目安とされている。
13. 勤務先に同じ職種の人何人いるか。「ゼロ人」と答えた人が37%。つまり、1人職場であるということが想像できる。仕事の進め方についても悩み事が多いと推察される。
14. 外勤ができるか。約9割の方が「できる」。1割ぐらいの方が「外勤ができない」ということでもある。相談支援のあり方を考えるとき、外に出られるのか、出られないのかは、一つ大きなポイントになるのではないと思われる。
15. 勤続年数。5年未満の方が3割と一番多くなっている。次に多いのが11年～20年。相談員の年齢は50歳が平均であることを考えると、勤務年数は非常に短い方ではないかと考えられる。やはり非常勤職員、嘱託職員であることの影響があると思える。
16. 社会福祉の資格。先ほどから話題になっている、福祉としての専門職をどういうふうにあらわしていくか。その一つ、資格を取ること。社会福祉士については7.8%。103人の集計なので約8%ということは資格を持っている人が実数で8人ということ。これをどう考えるかも、一つ議論になるのではないと思う。一番多いのは、社会福祉主事36%。健聴者の方だと思いますが、登録手話通訳とか手話通訳士が次に続く。
17. 加入している関係団体。ろう協が一番多く6割。そのあとは全国手話通訳問題研究会とか、手話サークル、手話通訳士協会。ここも社会福祉の専門資格と関わってくるが加入している団体のなかで社会福祉関係の団体に加入している人の割合が低いことが見られる。
21. 相談実人数。1か月の相談人数。1人の方が何回来ても「1人」と数えるという方法。相談に何回も来られても、一月の間なら1人。そうすると、相談の対象者となっているのが10人以下の方が29.1%。同じく29.1%になっているのが20～40人。
22. 相談件数。ここは注意をしておいていただきたい。相談件数は所属している勤務先によって数え方がかなり違うことが推察される。例えば同じ1人のろうあ者が相談に来られて、その中で生活保護、手話通訳、福祉機器の貸し付けと話が展開すると、「3件」という数え方になるところもある。そうでないところもあり。この辺の精査は難しくなる。とりあえず答えていただいた内容で考えると、10件以下22.3%、次いで21-40件が18.4%となっている。
23. 相談依頼者。本人(87.4%)・家族(61.2%)からの相談の依頼が多いのはわかるが、通訳者からの依頼が54%と、3番目にきている。これは手話通訳の方が相談を受けてい

るのではないかと、もしくは手話通訳にいった後、また別の相談をした方がいいということ、手話通訳者から相談の依頼が来ているのだろう。とりあえず手話通訳者が手話通訳のみならず相談につなげるという役割を果たしていることが、ここから分かる。

24.相談支援の条件。相談支援をするに当たって、こんなことができていたらいいということが、ここに挙げられている。1人1ケースの記録用紙を持っているが76.7%。他の職種に相談するというのもだいたい75%。相談業務の体制を考えたとき、いろいろな条件整備が必要だと思うが、だいたい7～8割くらいしか、そういう条件がそろっていないのではないかと推察される。

25.支援方法。2005年度の1年間に、ここで挙がっている項目を行ったかどうかを聞いている。例えば、グループ作り、学習会の開催とか、ケース会議、ソーシャルアクション、アドボカシー、行政の計画・策定に参加する、行政計画に影響を与えるかどうか、をここで聞いている。ばらつきはあるが、手話の普及、広報・啓発というのはだいたい6割ぐらい。一方、聴覚障害者の生活問題を明らかにするような調査活動を行ったという方が2割。聴覚障害者が利用できる事業、例えばデイサービスとかボランティアの会を作ったかということを見ると、だいたい2割の方が2005年に「した」と回答している。このような話を聞いたのは、相談員が聴覚障害者に関わる福祉の向上全般を図ろうとするのであるならば、役所の事務の机の前で座っているだけが相談ではなく、相談で聞いた話を解決するためには相談以外のこともたくさんする必要もたくさんあるかと思われる。そういうことが実際にどうあるか相談員の方でどのくらいの方がしているのかがここで見ることができる。だいたい2～3割。この現状を、皆さんはどのように考えられるのか。こういうデータを議論の際に参考にしていただけたらと思う。

講義2 「聴覚障害者に対するケアマネジメント」

講師 林智樹氏（金城学院大学教授・研修委員会委員）

＊講義内容は本報告書 第3章「聴覚障害者に対するケアマネジメント」及び補足稿を参照。

講義3 「介護保険法・障害者自立支援法による相談場面における ケアマネジメントー聴覚障害者の支援の視点と方法」

講師 林智樹氏（金城学院大学教授・研修委員会委員）

＊講義内容は本報告書 第3章「聴覚障害者に対するケアマネジメント」及び補足稿を参照。

分散会

第1分散会 テーマ「聴覚障害者の特性をどのように受け止めるか」

初めてのテーマで、どのように進めていけばいいのかと、手探り状態だった。1日目のパネルディスカッションや講義の資料を手がかりに、まずはどのような特性があるか、聴覚障害者の特性と思われる事例をあげながら討議をした。

<聴覚障害者の特性について>

- ・筆談が苦手・日本語の意味がなかなか伝わらない
(例えば、福祉事務所で「源泉徴収」と筆談してもわからなかった)
- ・病院へ行くのを嫌がった。理由は担当医師が顔を見てくれないので信頼が持てずに通いたくないということだった。
- ・自分で判断できず、通訳者に判断を委ねてしまう傾向があるのではないか。
- ・思いこみが強く、職場でトラブルを起こし、転職をしてしまう。
- ・ろうあ者同士の先輩、後輩の関係の中で金銭トラブルが起こる。理由は、ろう学校が一緒、あるいは普通学校の先輩後輩で、分かり合える関係で結びつきが強い。
- ・聴覚障害者は「目に見えるものがすべて」である。目に見えないことは、その場に存在しないのと同じような受け止め方をするのではないか。

様々な事例をとおして、聴覚障害者の特性が挙げられた。話し合いの中で迷いがあったのは、それが「個性」なのか聴覚障害者の「特性」のどちらなのかということだった。

<相談支援をする際に心がけること>

相談員として目の前に起きるケースを解決するなかで、今、挙げたような特性については、聴覚障害者に同様の傾向があると、分散会ではまとめられた。そして、このような傾向があることも頭に入れながらケースごとに関わっていくことが必要であるとまとめられた。

また、気をつけなければならないのは、聴覚障害者の特性を整理することで「これはこのような特性だから、このように支援すればいい」と画一的な支援に陥らないように注意が必要であること。問題があったときに、共通する傾向もあるが、最終的には一人ひとりの個別性を把握し、個人を尊重する支援が必要であると最終的にはまとめられた。

<相談員の必要性について>

残り少ない時間で、話し合いがなされた。

討議のなかで、「直接的、間接的コミュニケーション」という言葉がでた。直接的なコミュニケーションは、相談員と相談者という1対1のもの。間接的なコミュニケーションとは相談員と相談者の間に通訳者が入る場合。聞こえない方の立場から考えると、1対1の関係のほうが、目を合わせて相談でき、信頼関係もつくりやすくフォローもしやすい。ただ、間接的コミュニケーションの場合、通訳者が「もしも伝わっていない」と思った場合、病院であれば医者に「伝わっていません」と言わなくてははいけない。そのようなフォローをするにしても、通訳業務内のものかどうか迷うところがある。手話通訳者とその業務のなかでどこまで支援すべきか、という迷いがある。現状では、ろう

あ相談員が少ないとか、通訳者が抱えているということもあるが、やはり直接的コミュニケーションをすることと、間接的コミュニケーションをするのは、それぞれの形態の特徴や違い、それと限界があるので、将来的には両者を分ける必要がある。

第2分散会 テーマ「実際の支援援助のあり方、必要な知識、技術について」

参加者が多かったので、A・Bの2グループに分かれて討議。

【Aグループ】

Aグループは28名の参加者のうち、ろう者が7名。職種は、ろう者相談員、情報提供施設職員、ろう重複高齢施設の職員、手話通訳者、職業相談関係、協会役員、言語聴覚士（ST）など様々。自己紹介から始まり、仕事上の悩み、実例、事例、困ったことなどが情報交換された。

＜実際の相談事例から～支援体制はどのように整えるのか＞

ろう重複障害者の相談事例が出された。「自立した生活をしたい」という相談で、それに対する支援。同様のケースで、やはりろう重複障害者が一人暮らしをしたいという相談への支援で、市営住宅の推薦、抽選に申し込む。さらに、家族的に複雑な親子関係もあり、警察まで絡むようなケースがあったという報告だった。社協、警察などさまざまな社会資源と相談しながら、県の聴覚障害者指導員という肩書きの資格があり、その方が対応したという例が報告された。ここで出された事例を見ると、支援の経過のどこで支援体制を整えるのか、どこで、誰が最終決定をするのか、つまり、自立のための決定権限がどこの機関・施設でどんな専門職が行うかが、あいまいだということで、議論になった。

＜言語聴覚士の職務範囲は？＞

2つ目。情報提供施設で働く言語聴覚士（ST）からの報告があった。その仕事の性格を見ると、情報提供施設の職員を兼ねているという意味では、施設の窓口業務、つまり受付業務、相談を受けるなどの業務をしながら、他方で相談業務を抱え込む。また、他にろうあ者相談員がいない場合には、自分が相談を受ける。つまり、「何でも屋」のような仕事をしなければいけない現状があるという報告があった。やはり、資格の専門性を考えてみると、STという資格に対して、どこからどこまで相談業務を担うのか、があいまいで分からない部分が多いということだった。STというのは補聴器や聞こえの相談だけ、というイメージがあるが、実際に手話通訳者同様に相談業務、受付業務、情報提供、すべてを含むという現状をどのようにしたらいいのか。果たしてこれでいいのか、という議論になった。これは1つの例だが、STという資格をどう生かすか。今後ST資格者が全国的にも増えていくと思われるが、あわせて、手話通訳士や、社会福祉士という資格をどこまで、どう生かしていくかという整理も必要、という意見が出された。

＜手話通訳者の職務範囲は？＞

次に手話通訳者、特に設置手話通訳者の業務について。聴覚障害者が窓口に来たとき

最初に対応するのがほとんど設置通訳者である。逆にろうあ者相談員が初期段階で対応することは少ない。手話通訳者は、相談業務も兼ねるべきかどうか。実際に、どこからどこまで支援、援助、を行えばいいのか。社会福祉の知識だけではなく、相談に関する専門知識、技術の習得が必要かどうかということも含め議論した。講義にもあったが、手話技術と翻訳技術、さらに支援技術が必要だということだった。ろうあ者相談員と手話通訳者、また、両者を兼ねている手話通訳者もいる。それらの役割分担・業務分担を明確にし、方向を示す必要があると考える。現状では全国的にも手話通訳者が相談業務を兼ねるのを黙認している。これを見直していく必要がある。

もう1つ。手話通訳者が社会の仕組みがわからない。例えば、介護保険制度、障害者自立支援法などのいわゆる社会の仕組みについて、わからないままでは支援、援助はできない。また、ろう重複障害者、その施設で働いている職員の方々は、支援、援助技術をもつプロであるが、手話通訳者もろうあ者相談員も含めて、ろう重複障害者をどう支援するのかを学ぶ必要がある。情報交換ができるネットワーク作りの構築、これが今後の課題だと考える。

<聴覚障害者への相談支援の専門資格を考える>

聴覚障害者福祉士の資格を考えていくときに、専門性が大事となる。分散会では、参加者一人一人が地域で抱えている問題、思いを話せてよかったと思う。今後、聴覚障害者に対する相談、支援、援助を含め、知識や技術の専門性をしっかり確立できることの必要性について分散会で話しあえた。ここでの議論を生かしていく必要があると思う。最後に、全国的に聴覚障害者に対する専門的な相談者がまだ少ない現状がある。そのため、手話通訳者が相談業務の負担も抱え込んでいる現状を振り返ると、早く解決していく必要がある。さらに、聴覚障害者の専門的な相談業務に関係者がさらに発展する方向で考えていかななくてはならない。そうすれば聴覚障害者の福祉向上につながると思う。手話通訳者、言語聴覚士（ST）等も整合性をもった形で役割や業務について方向を出していくと、将来の展望が開けると考える。

【Bグループ】

Bグループでは、地域で抱えている問題を出せない、話せないとの発言があったが、それなりに話し合いができた。

<相談支援・援助のあり方を考える>

まず相談員との関係、相談支援、援助のあり方について話し合った。手話通訳者を利用して本人が決めるのか、あるいはろうあ者相談員が情報提供や助言、支援を行うのか。札幌の場合、手話通訳者とろうあ者相談員の役割は、はっきりとわかれている。本人が手話通訳者に依頼して通訳をつける。通訳された内容が本人に分かったかどうかを手話通訳者は確認する。本人がわからない様子があれば、ろうあ相談員から改めて、本人に説明する方法もある。

手話通訳者がろうあ者相談員を兼務している場合もある。その場合は、色々な相談を

担うことになり、苦しい状態がある、といった発言があった。手話通訳者だけが抱え込むのではなく、市役所の上司、経験豊かな先輩の意見を聞くなど、相談ができる人脈を持つ、つまり「スーパーバイザー」の存在が大切であるという話があった。

<研修の重要性>

相手がわかるコミュニケーション力、社会福祉の基本的な研修、についての討議がされた。経験だけでは対応できない場合、研修を多く受け、学んだことを生かす、少しずつ力をつけていく事が大切だという話もあった。相談員と手話通訳者の連携、相談、話し合いも大切である。精神疾患患者の例では、研修を重ねる中で、記録を残すことの意義が理解され、記録の取り方も、最初は難しいが、年月を積み重ねていくうちに上手く記録できるようになったとの話もあった。

聴覚障害者の相談支援の専門性やろうあ者相談員の必要性について、相談事例をもっと忌憚なく話せばよかったが、なかなか十分な話し合いではなかったという感想。今後、聴覚障害者福祉士の資格化に向け、十分な話し合いをしていく必要があると思った。

第3分散会 テーマ「聴覚障害者に関わる相談員の専門性をどう整理するか」

<相談員の専門性とは？>

話し合う中で、まず、専門性に関して参加者それぞれの考え方、受け止め方が違うことがわかった。そのうえで意見交換ができたと思う。

全体の流れとしては4点。まず、自己紹介し、それぞれの地域で抱えている悩みを出し合った。事例を出して、それを相談員の専門性どう結びつけるかという意見交換を行った。

<相談員と手話通訳者の役割は？>

2番目に、パネルディスカッションの時のパネラーの渋谷さんと、調査報告を担当された木下さんが参加されていたので、2人の報告に関する質問を行い、その中で、相談員と手話通訳者の役割が何なのかという意見を出し合った。

<ろうあ者相談員として望ましい支援方法とは何か？>

話し合う中でここでは、手話通訳者、相談員、そしてソーシャルワーカーという3人で共同体制、協働体制をつくるのがいいのではないかと、ということになった。手話通訳者はその専門性を発揮し、ろうあ者相談員は通訳の支援を受けて、利用者をサポートする、そういう協働のあり方が出された。その良い例として、横浜ラポールの事業説明があった。

<デフ・スタディーズ>

4番目に、専門性として、アメリカやイギリスで実施されているケーススタディについての報告があり、意見交換がなされた。アメリカにはデフ・スタディーズ（ろう者学）があって、研究・教育されている。日本にも研修や養成カリキュラムにこれを入れたら良いとの意見があった。相談員は、ろう者とは何か、ろう文化、ろう者の歴史、相談援助技術は何か、コミュニケーション方法は何かということをきちんと学んだ上で、実践

していくことが大切であると提起された。

<資格化についての課題>

最後に、相談員の専門性とは何なのかについて。ソーシャルワーカーをベースに、自分の持つ技術、経験に、プラスαの知識を身につけていくことが大切ではないかという話であった。それを「聴覚障害者福祉士」の資格化に結びつけて、どんな教育・研修カリキュラムが必要か、なぜ必要なのかについて、来年の課題にしていきたいということであった。

報告2 「聴覚障害者福祉士（仮称）養成・育成のための 研修カリキュラムについて」

報告者 小中栄一氏（全日本ろうあ連盟事務局長・研修委員会委員長）

これまでに3回研修委員会を開催し、資格創設のための認定方法、養形成態、カリキュラム内容等について検討を重ねてきた。まだ、最終決定ではない。現時点での議論の積み重ねのまとめとして報告する。皆さんからの意見、質問を受けて、さらに詰めていきたいと思っている。

資格の必要性

なぜ、「聴覚障害者福祉士（仮称）」という資格が必要なのか。全日本ろうあ連盟は昨年度まで2年間、「聴覚障害者のコミュニケーション支援の現状把握及び再構築検討事業」に取り組み、国及び地方自治体に対して提言を行った。その中で、情報バリアフリーに関する提言が3つあった。1つは「公的機関、施設での手話通訳者の原則配置」。2番目は「福祉事務所における手話通訳できる職員の定数内職員化」。これらは、手話通訳者設置を拡充していくための提言である。3番目に「ろうあ者相談員の研修制度の充実と有資格化の検討」。今後、手話通訳、相談のニーズが増えていくのではないかと考えられるが、ろう団体が知らないところで、手話通訳派遣や相談ができるという事業所が出る可能性もある。そのため、私たちが求めている内容にきちんと合致した事業所であるかどうかの基準を明確にする必要がある。例えば、手話通訳者ならば、社会福祉法人全国手話研修センターの行う手話通訳者統一試験合格者レベル以上の者を置く。しかし、相談に関してはろうあ者相談員の公的資格がない。聴覚障害者への相談支援に関わる資質や資格要件が明確ではない。

そこで、ろうあ者相談員の資質を高め、業務内容や資質を明確にするための資格創設と配置が必要であり、ろうあ者相談員のあり方について調査研究することが必要として、本事業（資格制度、研修カリキュラムの検討）に受け継がれた訳である。

既存の国家資格と受験要件について

福祉の専門職等に関わる資格について比較検討をする。「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、社会福祉士は国家試験を受け合格しなければ与えられない資格。介護福祉士も基本的には一定のカリキュラムが定められており、短期大学や専門学校で受講して修了す

るのが条件になっている。精神保健福祉士は、「精神保健福祉法」に規定された国家資格。大学や短期大学等で一定の指定課目を修了することで受験資格が得られ国家試験を受けることになる。言語聴覚士は「言語聴覚士法」が根拠となっている。保育士は「児童福祉法」が根拠法になっている。各都道府県で試験を実施、都道府県の登録という方法だが、最近、国家資格となった。この場合、定められたカリキュラムを学校で修了する方法と、都道府県で行う試験に合格すれば登録できるというシステムになっている。

さまざまな資格があるが、基本的には、すべて根拠法の上に試験が位置づけられ、受験は定められたカリキュラム履修が条件となっている。

聴覚障害者福祉士（仮称）の資格制度の方向

社会的に認知される資格を考えた場合、試験という手法が必要になるのではないかと考える。受験資格は、現在、「ろうあ者相談員」として働いている人たちのために、一定の実務経験を有することを受験資格として明確に出す必要があると考える。もう1つは、今後、大学や専門学校等で所定のカリキュラムを修了してから試験を受けるという2つの方法を検討している。

カリキュラムの内容については、ソーシャルワークを行うために必要な課目の履修がまず必要と考える。この基礎を履修した上で、さらに聴覚障害者の支援に関する内容を履修する方法で科目を整理していく必要がある。養成方法については、養成校で養成する形態と研修・講習会などによる形態の2つとした。将来は、大学・専門学校等で社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉専門職養成コースの中に、「聴覚障害者福祉士（仮称）」コースができると良いと思う。将来的には国家資格になる必要があり、それを前提に検討を進めている。

聴覚障害者に関する支援に必要な指定必須科目として整理されたのは、

聴覚障害児・者福祉論	聴覚障害学	聴覚障害者の心理
聴覚障害者援助論	聴覚障害児者教育論	
重複聴覚障害児・者援助論	聴覚障害者福祉政策論	
(聴覚障害者福祉援助技術演習)	(聴覚障害者援助実習)	
(聴覚障害者福祉演習)	(聴覚障害学演習)	
＊（ ）は演習・実習科目で、試験科目ではない		

聴覚障害だけでなくいろいろな障害者や、高齢者に共通する相談支援に関する科目。基本的には社会福祉士の養成と同じ。だから社会福祉士資格を持っている方は、これらを研修等で再度勉強する必要はない。

社会福祉原論	障害者福祉論	老人福祉論	児童福祉論	社会保障論
地域福祉論	公的扶助論	社会福祉援助技術論	社会学	心理学
法学	医学概論	介護概論		
(社会福祉援助技術演習)		(社会福祉援助技術現場実習)		
＊ () は演習・実習科目で、試験科目ではない				

もう1つは、試験科目ではないが、勉強することが望ましいので、カリキュラムに入るもの。これも試験に入れるべき大切なものだとの意見もあり、さらに検討を続けたい。

手話	手話学概論	コミュニケーション論	カウンセリング論
ケアマネジメント論	リハビリテーション論		

今はこのような整理だけで、カリキュラムの具体的な内容までは入っていない。来年度の検討課題となっている。

資格取得方法—2つのルート

資格取得方法は2つ。1つは、「現任研修型」。もう1つは「学校教育型」。現在、ろうあ者相談員として働いている皆さんが、今から学校に入って資格を取るというのは現実的ではない。経験だけで対応するのも限界がある。研修を受けてカリキュラムを履修し、試験に受かるというのが一番いいのではないか。勉強は必ず現場で生きる。例えば2泊3日の研修が考えられる。学校の場合なら90分×15コマなどがあり、最低15コマ、本格的には30コマ、というような授業時間が必要となる。これを全部、研修会でやるのは無理なのでテキストを用意し家で勉強してもらう。そして、研修会に出席して1つの科目について3時間講義を聞き、この2つで履修する方法。もう1つが「学校教育型」。2時間×15コマ以上をきちんと勉強する。通常は15コマまたは30コマが標準となる。

すでに他の資格を持っている方の場合、例えば、社会福祉士を持っている方は国家試験を受け合格されているので、その範囲の科目については試験や研修を受ける必要はない。

現状では、ろうあ者相談員が少ない。手話通訳者が兼任しているケースが多い。そのため、手話通訳者が相談業務も抱えている。2つの業務を一人でするのは大変であるが、私のいる地域では、聴覚障害者への相談支援を専門にする人が必要だという要望はまだ強く出てこない。手話通訳者が相談も対応しているから、それで良いと思う人が多いのか、または、相談支援を専門にする人がどんな仕事をするのか知らない人が多いのか、相談支援を専門にする人が必要だという考え方を広めなくてはならない。

全体のまとめ・アンケート

*アンケートについては、次項参照

報告者 小中栄一氏（全日本ろうあ連盟事務局長・研修委員会委員）

研修委員が集まり3日間の反省・評価を話し合ったので、それを報告する。野澤委員より、相談業務について講義があった。速く飛ばしすぎたという反省をした。手話通訳業務、相談業務を整理した表について、皆さんの意見を求めて確認すれば良かった。しかし、最初に相談業務とは何かというたたき台として出し、パネルディスカッションにつなげて討論を進められたのは良かったと思う。今後、いろいろ議論しながら煮詰めていけばいいのではないかと思う。

現場で他の業務を兼ねる人、また施設職員の方もいらっしゃる。業務を分けられる場合、兼任する場合など、いろいろケースがある。分散会の中でも話し合われたが、「今はとにかく兼務もやむを得ない、黙認する」という意見もあれば「黙認はやむを得ないが将来も変わらなくていいか」、「いつまでも黙認のままでいいのではなく、変えていくという気持ちで検討を進めていかねばならない」という意見もあった。皆さんも、いつまでも黙認で良くないという気持ちを持っていただきたい。

林委員から講義されたケアマネジメントについては、専門的な難しい話だったという気持ちを持った方も多いかも知れない。しかし現場では、なかなか勉強できない内容だった。ケアマネジメントという言葉は知っているが、どんな事業でどんな業務が分からない人も多い。相談業務の中でケアマネジャーと会って話すこともある。その場合、ケアマネジャーの資格、業務など、その内容を把握していれば連携もとりやすくなるということで、勉強になったと思う。また、皆さんの中にケアマネジャーの資格を持つ人が3人いるが、まだまだ少ない。ケアマネジャーの資格を持つ人が増えて欲しいと思う。

分散会については、それぞれお願いした報告者からうまくまとめていただいた報告をもらった。3つの分散会に分けたが、専門性が何かというテーマは難しかった。経験が浅いと話し合えない。事例を出してこれが専門性の内容なのかと質問をする人もいて、自分のやっていることが専門的なことなのかどうか迷いがあるという状況があった。今後、グループ分けをする時には、経験に応じたグループ編成が必要ではないかと思った。

養成のカリキュラム案については、資格が必要だと思う人には、それなりに分かっていたと思う。相談を兼ねるとか、協会の役員として対応しているとか、専門職という意識がまだまだ持てないという場合には、ちょっと分かりにくかったかもしれない。専門職として養成カリキュラムを考える場合には、このような内容にならざるを得ないということを知っていただければと思う。今、現場で働いている人の質を高める必要もあるので、そのための研修のあり方の検討も必要。また、社会学、心理学、法学など、難しくても必要と感ぜられないかも知れないが、社会の見方、考え方を基礎としてとても大事な科目。例えば社会学では、少子高齢社会の問題、子どものいじめなど教育の問題、これから定年退職する「団塊の世代」といった社会現象の問題がある。それらを勉強するのが社会学で、相談業務と密接な関係がある。もちろん、資格を取れば専門性が認められるという

ことではなく、学んだ力を活かして業務を行い、さらに磨いていくことが大切。

皆さんから丁寧なアンケート回答をいただいたので、これを来年の研修会、カリキュラムの検討に活かしていきたい。

2. 参加者アンケートのまとめ

研修会の最後に、30 分の時間をとって参加者にアンケート用紙を配布、以下の項目について、記述を依頼した。

- (1) 属性
- (2) 「聴覚障害に関する相談支援についての調査」の集計や分析結果を通しての意見または感じたこと
- (3) 聴覚障害者福祉士（仮称）の養成・育成のための研修カリキュラム案についての意見または感想など
- (4) 聴覚障害者への相談支援を行う場合の専門性と、資格の創設や資格の位置づけについての意見など
- (5) 今回の研修会の内容や運営について、全体の感想など

以下アンケートに記述された内容の概要をまとめる。

全体の参加者は 132 人。アンケートには聴覚障害者である参加者 37、聴覚障害が無い参加者 67 が回答した。

(1) 属性

【職名・所属】

(数字は人数)

	聴覚障害者である 参加者	聴覚障害がない 参加者	合 計
ろうあ者相談員	17	13(3)	30
手話通訳士	0	16	16
情報提供施設職員	0	12(5)	12
ろう重複障害者施設職員	5	6(1)	11
ろう協役員	4	0	4
ろう高齢者施設職員	1	3	4
身体障害者相談員	1	0	1
その他	1	5	6
無回答	8	12	20

() は手話通訳士有資格者

(2)「聴覚障害に関する相談支援についての調査」の集計や分析結果を通しての意見または感じたこと

【分析結果についての意見】

(数字は人数)

	聴覚障害者である参加者	聴覚障害がない参加者	合 計
相談員の身分保障・社会認知低い	2	6	8
相談員・通訳者の役割分担が必要	2	4	6
手話によるコミュニケーション大切	1	2	3
相談事業に地域格差がある	0	3	3
中高年層が相談業務を担っている	0	2	2
相談の担い手が多様であることがわかる	0	2	2
手話通訳者も相談できる専門性必要	0	2	2

- その他 ・障害者自立支援法により自治体設置のろうあ者相談員が減るのではないか
- ・日々相談に追われる業務環境に問題がある
 - ・外勤ができない場合本来の相談の仕事ができない
 - ・通訳者が兼務していることが多いことがわかる
 - ・ろうあ者である相談員の研修保障が大切

【調査・報告への意見】

(数字は人数)

	聴覚障害者である参加者	聴覚障害がない参加者	合 計
良い資料である	9	2	11
課題、展望を示す分析、記述がほしい	8	3	11
自由記述の分析・報告がほしい	3	3	6
相談員・施設職員それぞれの集計をする	1	3	4
調査結果をどう活かしていくか	2	1	3
同じ調査をろう重複障害者施設にも行ったらどうか	2	1	3
障害「特性」の意味が不明確	1	2	3
支援内容のデータもあればよい	0	2	2

- その他 ・経年調査を行うとよい
- ・男女の区分、ろう者・聴者の区分での集計がほしい
 - ・施設の集計がないのは残念
 - ・ヒアリングの調査対象を増やすべき

- ・相談を必要とする人のニーズ調査をふまえて相談員の現状課題を分析する
- ・仕事の内容の統一基準があればよい
- ・もっと時間をかけて報告してほしい

（３）聴覚障害者福祉士（仮称）の養成・育成のための研修カリキュラム案についての意見または感想など

【養成・研修カリキュラムについて】

（数字は人数）

	聴覚障害者である参加者	聴覚障害がない参加者	合 計
相談業務が行える雇用、法整備、環境が必要	5	6	11
示されたカリキュラムでよい	3	5	8
研修、試験はろう者には難しいのではないか	3	5	8
提案の方向でよい	5	2	7
ろう者が学びやすい研修、取得しやすい資格とする	3	2	5
相談員は手話による十分なコミュニケーション能力が求められる	0	5	5
国家資格にすべき	0	3	3
いきなり資格化は疑問、資格がすべてではない	0	3	3
通信制を養成課程にとり入れる	0	2	2
十分な養成・研修を行う	0	2	2
相談員の専門性を明らかにすべき	0	2	2

その他 ・受験科目が多い

- ・資格化のデメリットも検討すべき
- ・社会福祉主事、ケアマネジャーについても、研修・試験科目の免除を希望
- ・研修参加がしやすいような配慮を行ってほしい
- ・ろう重複障害者支援に対応するカリキュラムを希望

【その他養成・研修に必要な科目】

（数字は人数）

	聴覚障害者である参加者	聴覚障害がない参加者	合 計
手話技能（生活レベル以上）	2	4	6
カウンセリング論	0	4	4
デフスタディ	1	2	3

未就学者とのコミュニケーション技術	0	3	3
ロールプレイ	3	0	3
重複聴覚障害者援助演習・実習	0	2	2
ケアマネジメント	0	2	2
コミュニケーション論	0	2	2
ソーシャルワーク論	0	2	2
提示カリキュラムでよい	2	0	2
精神保健に関する科目	2	0	2

その他

- ・ カウンセリング演習、聴覚障害者の心理、言語学概論、ろう文化、手話、手話通訳、精神障害者福祉士が学ぶ科目、視聴覚二重障害、言語学、ろう教育、心理学、聴覚障害者の歴史、日本語、国際手話、難聴者支援、家族相談、発達心理学、高齢聴覚障害者福祉、点字、触手話、憲法、など
- ・ 経験や実績の評価
- ・ 既存の資格を利用する
- ・ 社会資源の情報、知識

(4) 聴覚障害者への相談支援を行う場合の専門性と、資格の創設や資格の位置づけについての意見など
(数字は人数)

	聴覚障害者である参加者	聴覚障害がない参加者	合 計
資格制度は必要である	5	10	15
有資格者の雇用、身分保障	3	10	13
専門性は重要なものとして位置づける	3	9	12
信頼できるろう者が相談活動できる条件づくり	0	9	9
調査・研究に基づき職務範囲を明確にする	6	3	9
体系だった養成・研修	3	3	6
国家試験・国家資格とする	0	5	5
社会資源が活用できる力量・専門性	2	2	4
手話能力があり、知識があること	0	4	4
相談員・手話通訳者の役割を明確にする	4	0	4
資格が必要かどうかわからない	2	1	3
相談業務と通訳業務の兼務がよい	0	3	3
団体の認定試験・資格から始めるのがよい	0	2	2

実務経験を評価すべき	0	2	2
ろう重複障害者への支援の専門性を整理する	2	0	2
ケアマネジメント・コーディネート力が大切	0	2	2

その他

- ・身体障害者相談員では専門性がない
- ・厳しい試験とならないように
- ・他の障害者についての支援知識・技術が必要
- ・資格制度・試験だけでは現状の解決にはならない
- ・ろうあ者相談員は、ろう者が担うのがよい
- ・盲ろう者に対する相談員の確立が必要
- ・養成校での養成ができるとよい
- ・早期に認定制度の導入ができるとよい

(5) 今回の研修会の内容や運営について、全体の感想など

【内容について】

(数字は人数)

	聴覚障害者で ある参加者	聴覚障害が ない参加者	合 計
分散会ではテーマをしぼる	6	12	18
内容は充実していてよかった	6	8	14
施設職員、相談員、通訳者は分けるのがよい	4	5	9
開催時間が長い	1	4	5
少人数で討議するのがよい	0	5	5
ディスカッションの時間が足りない	0	3	3
研修の機会を増やしてほしい	3	0	3
自分の相談業務について反省することができた	0	3	3
具体的な事例について検討する	2	0	2

その他

- ・高度な内容だった
- ・対人援助技術をさらに学びたい
- ・専門性について考えていきたい
- ・事前に資料を読んで参加すること

【運営について】

- ・会場が広く後ろからは見にくい
- ・手話通訳者が荷重ではなかったか
- ・研修日程の早期周知を希望する

- ・難聴者も研修対象者に含めるべき
- ・質疑時間が少なかった
- ・ブロックでの研修会開催を望む

３．研修会を振り返って

今回の研修会については、本事業の主旨に基づき、通常の専門研修とあわせて、今後必要とされる研修のあり方（カリキュラム、内容、方法）と聴覚障害者を対象とする相談業務に関する新しい資格制度に関する検討を、研修会参加者とともに行う機会とした。

別項「聴覚障害者への相談支援の現状把握と分析」でも現状と課題が整理されているが、研修会およびそこでのアンケートを通じて、相談員の専門性や身分、社会的位置づけの確立とかかわって、専門的な相談業務研修の必要性、研修の内容・カリキュラムの整理、資格制度と資格試験のあり方についての検討が必要となっていることが明らかになったと言える。本事業の委員会が提案した研修内容・カリキュラム、専門資格の創設、専門資格試験の内容・科目については、アンケート結果のように概ね研修会参加者の理解・賛同を得ることができたと思われる。加えて、積極的な提案や、課題の提起を受けることができたので、次年度事業の検討課題としたい。